

相続

Souzoku tsushin

通信

2025
February

02



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6-10
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

NISAを活用した相続税対策と 資産運用の新たな展望

NISA は非課税で資産を運用しながら、老後資産形成や相続税対策に活用できる有力な手段です。今回は NISA を活用した資産運用と効率的な相続税対策の方法を解説します。

相続税対策を取り巻く環境の変化

近年、相続税対策を取り巻く環境は大きく変化しています。その一例が、いわゆるタワーマンション節税の封じ込めです。

かつては、区分所有のタワーマンションを購入することで相続税評価額を大幅に引き下げる方法が広く利用されていました。

しかし、近年の税制改正により、タワーマンションの相続税評価額が市場価格の6割水準になるように見直され、同様の手法での節税は難しくなりました。

また、地方の不動産価格が下落する一方で、東京都23区内を中心とした都市部の不動産価格は高騰しています。このため、不動産を活用した相続税対策は、地方では資産価値の維持が難しく、都市部では高額な投資が必要になるため、従来よりも実行が困難になっています。

このことから、相続税対策は、地域や市場動向に応じて高度な対応が求められるようになってきました。

NISAの仕組みと活用の重要性

NISA（少額投資非課税制度）は、日本国内に居住する18歳以上の個人が利用できる制度で、投資による配当金や売却益が非課税となる点が最大の特徴です。

一般的な証券会社の口座で運用する場合、配

当金や売却益には約20%の税金が課されますが、NISAを活用することでこれが非課税となり、資産運用の利回りを大幅に向上させることが可能です。

NISAは、成長投資枠とつみたて投資枠という2種類の非課税投資枠が設けられています。

成長投資枠では、株式やETF（上場投資信託）などを対象に年間240万円までの投資が可能です。

これに対して、つみたて投資枠は、主に長期運用に適した投資信託を対象に年間120万円までの投資が可能です。

この2つの枠を合わせることで、年間最大360万円、累計で1,800万円まで非課税で投資を行うことができます。

また、NISAでは非課税期間が無期限化され、長期的な資産運用を実現するための環境が整備されています。これにより、NISAは資産形成だけでなく、老後資金の準備や相続税対策においても有力な手段となります。

日本では急速な高齢化が進んでおり、老後資金の確保が社会的な課題となっています。

NISAを活用することで、リスクを抑えながら長期的な資産運用を行い、老後の生活費や医療費に備えることができます。つみたて投資枠を活用した分散投資により、安定的な資産形成が可能となり、老後資金を効率的に準備することができるでしょう。

NISA 口座で運用する 金融資産の相続

NISA 口座を保有する人が亡くなった場合、その金融資産は相続手続きを経て相続人に承継されます。

相続人は、非課税口座開設者死亡届出書や相続上場株式等移管依頼書を証券会社に提出し、被相続人が持っていた NISA 口座内の資産を、自ら開設した特定口座に移管する必要があります。この際、被相続人の NISA 口座と相続人の特定口座が同じ証券会社である必要がある点に注意が必要です。

NISA 口座の金融資産は、相続発生日までに得られた値上がり益について所得税が非課税となります。しかし、相続時の残高が相続税の課税対象となります。

NISA 口座で運用されていた有価証券の評価額は、被相続人の死亡日の終値、死亡日の属する月の終値の月平均額、死亡日の属する月の前月の終値の月平均額、または死亡日の属する月の前々月の終値の月平均額のいずれかの価格のうち、最も低い価格が採用されます。

その後、特定口座で資産を売却する際には、相続発生日の時価が取得価額として計算されるため、相続人に帰属する損益が算定されることになります。

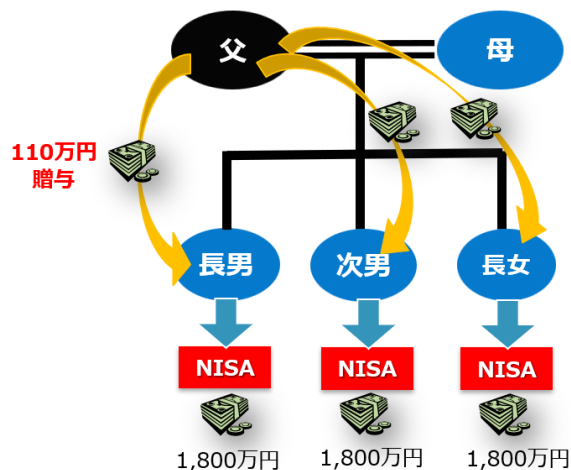
資産運用と節税の両立

NISA を活用することで、親世代が所得税や住民税を回避しながら資産運用を行うことが可能です。しかし、相続時には相続税が課されるため、相続人が承継する財産が減少することが避けられません。そこで、さらなる効率的な承継方法が求められます。

その手段となるのが NISA 資金の贈与です。

例えば、毎年 110 万円を基礎控除の範囲内で現金贈与し、子どもが NISA 口座を開設して自ら資産運用を行う方法が考えられます。この方法により、贈与税を回避しつつ、子どもが非課税で資産運用を行うことが可能になります。

数値例を考えてみましょう。



3 人の子どもがいる家庭で毎年 330 万円を贈与し、NISA 口座で運用を行う場合、NISA の投資上限額である 1,800 万円まで続けるならば、約 17 年間で累計 5,400 万円の現金を移転することが可能です。この方法は、孫世代にも適用できるため、18 歳以上の孫が NISA 口座を開設することで、さらに多くの資産を効率的に承継することができます。

資産運用を行う際には、節税とのバランスを考えることが極めて重要です。特に相続税対策においては、単なる節税を目的とするのではなく、資産価値を長期的に保ちながら次世代に引き継ぐ方法を検討することが求められます。

NISA は、税負担を回避しつつ資産を増やす手段として有効ですが、相続税の負担を軽減する現金贈与を組み合わせることで、資産運用と節税を両立させることができます。

親世代から次世代への効率的な資産承継を実現するため、NISA の非課税枠と現金贈与を組み合わせる方法を実践してみましょう。

(著者 公認会計士/税理士 岸田康雄)

相続時に銀行の預金残高証明書を手入手する方法とは？

相続税申告の際には、 銀行預金残高証明書が必要です。

相続税の申告の際に、銀行預金残高証明書が^(※)必要となります。

通帳などでは把握しきれない財産や、被相続人の全財産の中には出資金やローンなどが含まれている場合もあるでしょう。

被相続人の全財産を把握するために、銀行預金残高証明書を取得し、相続税の申告の際に添付することが求められます。

※銀行預金残高証明書とは、申請者が指定した日付時点での、申請者の取引口座などの各残高を、金融機関が書面で証明するものです。

※相続税の申告と納税は、相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内となっています。

●銀行預金残高証明書の取得方法

銀行預金残高証明書の取得方法は、金融機関によって多少異なります。事前に、必要な書類などを電話などで確認してから手続きしましょう。発行には、日数がかかることが多いですので、早めに準備するとよいでしょう。

また、発行の際は、銀行所定の預金残高証明発行手数料がかかります。

※平成29年から、法定相続情報証明制度により、法定相続情報一覧図の写し（法務局交付）があれば、謄本等の提出が不要になりました。

※法定相続人以外の方が申請する場合は、相続人の委任状が必要となります。

●銀行預金残高証明書の注意点

既経過利息とは被相続人の預貯金を解約した日に支払われる利息のことです。

相続税を申告するために銀行預金残高証明書を取得する際の注意点ですが、被相続人の預貯金の取引内容によっては、預貯金の既経過利息の計算とその記載も必要となります。

また、その場合の日付は、相続開始日（被相

続人が死亡した日）となります。

証明書を申請した日の日付ではありませんので、注意が必要です。

●相続時の預金残高を調べる方法

被相続人が、遺言書や財産目録を生前に用意していた場合は、預金やローンなどの取引内容を把握することができるのですが、それらが無い場合は、相続人が被相続人の預金残高などを調べる必要があります。

■調べる方法

- ・通帳やキャッシュカードを探す
- ・キャッシュカードを利用した際のレシートを探す
- ・金融機関名と支店名などが控えてあるものを探し、金融機関に問い合わせる
- ・郵便物を確認する
- ・ネット銀行など、通帳やキャッシュカードがない銀行はメールの内容を確認する
- ・携帯電話やスマートフォンに入っている銀行アプリを確認する など

●銀行預金残高証明書を手入手すると口座が凍結する

相続時に銀行預金残高証明書を発行する手続きをすると、被相続人の預金口座は凍結します。

預金口座が凍結すると、預け入れ、各種引き落としを含む引き出しなどの取引が一切できなくなります（入院費や葬祭費など、例外的に認められることがあります）。

もし、他の相続人が勝手に預金を引き出したりする心配がある場合は、早めに銀行預金残高証明書の発行の手続きをするとよいでしょう。